

電子保存された照射録の取扱いについてのQ&A

R3. 5. 28 高知県健康政策部医療政策課 作成

Q : 電子カルテのオーダーリングシステムを利用して検査をオーダーした場合、照射録に照射を指示した医師の氏名・日時等が印字されるが、当該印字を電子署名とみなし、照射録の紙媒体での印刷及び署名は不要としてよいか。

なお、電子カルテシステムは医師ごとにID・パスワードが設定されており、修正内容が記録される仕組みとなっている。

A : 電子システムや医療機関の規定等によって、照射を指示した者と照射録に印字された者の同一性が担保されているのであれば、当該印字を電子署名に準じたものとみなし、照射録の紙媒体での印刷及び署名は必要としない。

○関係法令等

・厚労省事務連絡「医療機関への立入検査等を行う際の診療放射線技師法第28条に規定する照射録の取扱いについて」 抜粋

2. 診療放射線技師法第28条第1項に規定する医師又は歯科医師の署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名によることが可能であること。そのため、電子保存した照射録を紙媒体に印刷して改めて署名を行う必要はないこと。

・診療放射線技師法 抜粋

第二十八条 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。（第2項、第3項省略）

・電子署名及び認証業務に関する法律 抜粋

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（第2項、第3項省略）